

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き



2006 (平成18) 年版

平成18年1月1日から同年12月31日までの牛の計算書

&

ウシくん version 7

操作マニュアル

著者 蝦名信英

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

著作権などの記述

本書に掲載したシステム名、ソフトウェア名などは各社の登録商標です。

本書の文中では登録商標を示す®マークは明記していません。

本マニュアルとソフトウェア「ウシくん」は、北海道紋別市上渚滑の若手酪農家4名の要請と仲間2名のエンジニアの激励によって完成しました。彼ら酪農家とエンジニアの名前を記載し謝辞とさせていただきます。

植田牧場 植田和也

奥 牧場 奥 睦博

喜多牧場 喜多俊晴

田村牧場 田村登志文

エンジニア 有限会社メディア21 西門泰洋

エンジニア 合資会社ダイナミックバインド 中村正弘

©2006 本書のプログラムを含むすべての内容は、著作権法上の保護を受けています。著者、発行者の許諾なしでの無断複写および複製は禁じられています。

2006年版はじめに

この国で一番偉いのは納税者です。

公務員は納税者ではありません。

儲かるかどうか、利益が出るかどうかわからないけどビジネスに身を投じて儲けたお金の中からわれわれは納税しています。

ですから売上伝票も各種帳簿も、この育成牛・成牛の管理簿もすべて、納税するための理屈や正当性を記述するために計算します。

納税がなければ趣味として帳簿とつける人はいるでしょうが、基本的に帳簿を作って、売上や利益がどれくらいあったので、いくら納税できるか、という報告書は書かないものです。

納税のためにパソコンを利用し、減価償却費や育成費を計算します。

納税のための計算は納税先のために行う計算ですから、本来、生産者である酪農家が経費をかけてこのような計算をすることではありません。

仮に酪農家が何らかの計算を強いるような場合、計算方法は元来、もっと簡単で単純であるべきです。

残念ながら今はそうなっていません。

理由はわかっています。

国家は食糧問題を最重要課題にしていないからです。国家政府が食糧問題に対して危機感を持ち正しい方向性を見つけようとしないので、酪農家は海外からの低価格乳の輸入に怯えなくてはなりません。

理由が明確なので解決方法も明瞭です。

国家が真剣にわが国の食糧問題に取り組めばいいのです。

食糧問題に真剣に取り組むということは、優秀な人材を酪農事業に回すということです。国家は優秀な人材を酪農および生産者に振り向けるべきです。

教育は国家百年の計を司ります。しかし食糧問題は一生です。太古から永久に考えて時代ごとに柔軟に解決しなくてはならないことです。なぜなら、われわれはヒトという動物だからです。

教育はなくてもヒトは生きていけます。電気がなくても石油がなくても生きていくことはできます。しかし食べ物がなくてはヒトは生きていくことはできません。

このような重要度の高い生産者の成長と充実を図るために育成牛と成牛の計算を通じて、少しでも役に立つことができたなら、と思いをこのマニュアルに込めました。

平成19年1月21日アジア海援隊設立記念日に記す 蝦名信英

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

はじめに

もくじ

0 本書の構成

1 育成牛

- 1-1-0: 育成牛の費用：一覧表の見方
- 1-1-1: 今年生まれた育成牛を育成中
- 1-1-2: 今年生まれた育成牛を売却した場合
- 1-1-3: 今年生まれた育成牛を購入して育成している場合
- 1-1-4: 今年生まれた育成牛を購入してきたがそれを売却した場合
- 1-1-5: 昨年かその前に生まれ、今年も育成中
- 1-1-6: 昨年かその前に生まれ、今年になって成牛した牛
- 1-1-7: 昨年かその前に生まれ、今年も育成中だったが今年売却した場合
- 1-1-8: 昨年かその前に生まれ、今年になって成牛になってから売却した場合
- 1-1-9: 昨年かその前に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も育成中である
- 1-1-10: 昨年かその前に生まれ、育成牛を昨年購入し、今年成牛となった場合
- 1-1-11: 昨年かその前に生まれ、育成牛を今年購入し、今年も育成中である
- 1-1-12: 昨年かその前に生まれた育成牛を今年購入し、今年成牛となった場合
- 1-1-13: 昨年かその前に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も育成中に売却
- 1-1-14: 昨年かその前に生まれた育成牛を昨年購入し、今年成牛となった後、売却した場合
- 1-1-15: 昨年かその前に生まれた育成牛を今年購入し、今年も育成中である牛を売却した場合

2 成牛

- 2-1-0: 減価償却となる成牛のルール
- 2-1-1: 育成牛から育て昨年以前に成牛となり減価償却中である
- 2-1-2: 育成牛から育て今年に成牛となり減価償却中である
- 2-1-3: 育成牛から育て今年減価償却終了した成牛である
- 2-1-4: 育成牛から育て昨年減価償却した成牛である
- 2-1-5: 今年育成牛中に購入し今年成牛となった
- 2-1-6: 昨年以前に成牛として購入し、今年も減価償却期間中である
- 2-1-7: 昨年以前に成牛として購入し、今年、減価償却を終了した場合
- 2-1-8: 今年成牛として購入し、今年も減価償却期間中である
- 2-1-9: 今年成牛として購入し、今年、減価償却を終了した場合
- 2-1-10: 数年前に育成牛として購入し、成牛して今年もまだ減価償却期間中である
- 2-1-11: 数年前に育成牛として購入し、成牛して今年減価償却終了した場合
- 2-1-12: 数年前に育成牛として購入し、成牛して昨年以前に減価償却終了している場合
- 2-1-13: 育成牛から育て昨年以前に成牛となり減価償却中である牛を今年売却した
- 2-1-14: 育成牛から育て今年に成牛となり減価償却中だった成牛を今年売却した
- 2-1-15: 育成牛から育て今年減価償却終了した成牛を売却した

- 2-1-16: 今年育成牛中に購入し今年成牛となった後、売却した
- 2-1-17: 昨年以前に成牛として購入し、今年も減価償却期間中だった成牛を売却した
- 2-1-18: 昨年以前に成牛として購入し、今年、減価償却を終了した成牛を売却した
- 2-1-19: 今年成牛として購入し、今年も減価償却期間中であったが、今年売却した
- 2-1-20: 今年成牛として購入し、今年、減価償却を終了した成牛を売却した
- 2-1-21: 数年前に育成牛として購入し、成牛して今年もまだ減価償却期間中である成牛を売却した
- 2-1-22: 数年前に育成牛として購入し、成牛して今年は減価償却終了した成牛を売却した
- 2-1-23: 数年前に育成牛として購入し、成牛して昨年以前に減価償却終了した成牛を売却した

3 付録

3-1-0: 育成牛の早見表

3-1-1: 成牛の早見表

4 ウシくん

4-1-0: 「ウシくん」の操作方法

4-1-1: インストール

4-1-2: 表ソフトを併せて基礎データを作る場合

4-1-3: 操作手順: 個別にする

4-1-4: 操作手順: 本年登録する

4-1-5: 操作手順: 確認する

4-1-6: 操作手順: 育成牛算出

4-1-7: 操作手順: 成牛算出

4-1-8: 操作手順: 売却牛算出

4-1-9: 操作手順: 来年の準備をする

4-1-10: データのバックアップ

変更があります

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

0 本書の構成

本書は、育成牛の計算と成牛の減価償却費の算出および売却牛についての根拠となっている計算書を基に作成したソフトウェア「ウシくん」の解説書でありソフトウェアのマニュアルです。

ここに記載した育成牛と成牛の計算は、絶対的なものではありません。

ですから本書の文章では断定的に書いてあっても、括弧書きで、「もしもこの方法でよければ」ということばがあると思ってください。具体的には、「18ヶ月後の19ヶ月目をもって成牛とみなす」という一文があったなら、「(もしも育成牛を月別で計算して18ヶ月たったら乳が搾れるので成牛とみなし)18ヶ月後の19ヶ月目をもって成牛とみなす」、と解釈してください。

納税の計算に絶対がないように、育成牛や減価償却費の計算にも絶対はありません。ただ根拠となるのであれば、一貫した納税ができる、というだけのことです。一貫した経理思想を守るために本書とソフトがあります。

購入牛に対する会計処理について

購入してきた牛を購入牛といいます。無料で引き取る場合を除いて牛を他から購入すると購入金額が付きます。

育成牛であれ成牛であれ、購入牛である以上、自家の育成牛とは異なる会計処理をすることになります。

この場合、一頭一頭に購入価格を付与して、成牛になったときに育成費と合算して減価償却する方法と、購入費用を別にして什器や機器と同じ扱いに入れ、経費や備品の減価償却として会計処理する方法とがあります。

前者は管理が面倒で煩雑になりがちです。いつ購入してきたか留めておくすべをしなくてはならないからです。その代わりいったん取得価格に乗っかると計算は楽ですし、牛を使つての売買によって脱税をしているという疑いを晴らすことができる管理方法です。

後者は管理処理は一括するので楽ですが、脱税を疑われる注意項目になることは否めないでしょう。どうしてかというと、土地を転がしてペーパーの上で売上を作ることができるのと同じように育成牛や成牛を転がして売上や架空の利益を作ることが簡単にできるからです。

どちらを選択するかは酪農家の自由です。

本書は、購入牛についても計算方法を掲載しましたが、購入牛扱いをしてい

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

ない会計処理の酪農家の方々は購入牛についての記述を無視して読んでもソフトの操作に何か影響することがないように工夫しました。

しかしある牛は購入牛会計をし、またある牛は在庫・原価による会計処理をする、というのでは一貫性がなくなることは当たり前です。徐々に変えるのも間違いです。

どちらを選択するかを決めて、切り替えるなら切り替える年を決めて決算しなくてはなりません。

購入牛の選択ばかりではなく、育成牛を扱うかどうか酪農家にとっては重要な選択です。

もし育成牛は扱わないのであれば本書の第2章から読み進めてください。第1章は育成牛の計算方法と操作マニュアルについて記述されています。

また、本書では受取共済費の計算方法については記載しませんでした。共済費の考えや金額、支給方法は地方によって若干の修正があるからです。

「ウシくん」の共済費算出のプログラムは付録とお考えください。

このマニュアルの解説パターンは、①表題に即した牛の説明。②その典型例。③これを計算する方法もしくは入力方法。④出力結果と結果の説明の順に記述してあります。なるべく1ページ1パターンを原則としました。

記載内容や計算方法に間違いがあるときは、下記のメールアドレスに連絡をください。その場合、メールタイトルは、「ウシくんについて」としてください。それ以外のメールタイトルは不良メールとして受付に様になっています。

また、皆様からの修正・追加・変更の要望により内容が毎年異なるという事態が想定されます。従いましてこのマニュアルの効力は6ヶ月間とさせていただきます。平成19年1月から同年6月末までといたします。

1 育成牛

1-1-0 育成牛の費用

下記の表は育成牛を育成するためにかかる費用を基準として算出されたものです。2006（平成 18）年の育成牛は 2004（平成 16）年の 8 月以後に生まれた牛の他は、育成牛の範囲ではありません。

表 1-1：育成牛一覧

年	月数	育成費	年	月数	育成費
1990/H2	18	209,000	2005	9	92,400
1991/H3	18	201,400	2005	10	102,500
1992/H4	18	203,900	2005	11	113,300
1993/H5	18	201,500	2005	12	124,500
1994/H6	18	201,500	2006	1	136,500
1995/H7	18	200,400	2006	2	148,900
1996/H8	18	201,400	2006	3	161,400
1997/H9	18	204,800	2006	4	173,600
1998/H10	18	203,600	2006	5	186,100
1999/H11	18	206,200	2006	6	198,700
2000/H12	18	200,500	2006	7	22,700
2001/H13	18	198,700	2006	8	30,000
2002/H14	18	198,700	2006	9	37,100
2003/H15	18	198,700	2006	10	46,500
2004/H16	13	136,500	2006	11	55,000
2004	14	148,900	2006	12	63,900
2004	15	161,400	2006	13	73,100
2004	16	173,600	2006	14	82,800
2004	17	186,100	2006	15	92,400
2004	18	198,700	2006	16	102,500
2005/H17	0	15,700	2006	17	113,300
2005	1	22,700	2006	18	124,500
2005	2	30,000	2006	19	136,500
2005	3	37,100	2006	20	148,900
2005	4	46,500	2006	21	161,400
2005	5	55,000	2006	22	173,600
2005	6	63,900	2006	23	186,100
2005	7	73,100	2006	24	198,700
2005	8	82,800			

これはデモ版です。
販売版の内容の一部

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

育成牛は、生まれた月を1ヶ月目とし、18ヶ月間を育成牛と定義しています。

具体的には、2004年つまり平成16年の8月に生まれた牛は、平成16年8月（1ヶ月目）から2006年（平成18年）1月までの18ヶ月間を育成牛といます。育成牛を卒業すると成牛として扱います。

育成牛の間は、稼ぎがない（乳が出ない）ので費用がかかるだけの牛とみなします。したがって牛が育成牛である以上、牛には基本的に利益を生み出す価値はない牛である、と考えます。

翌月2月からは成牛とするか、育成牛になった月つまり1月を成牛とするかは酪農家の好みです。本書ならびに筆者は育成牛が終了した月の翌月から成牛と計算するほうを採用して、育成牛が終了した月を成牛1ヶ月目とはカウントしないことにしました。

また、表の育成牛一覧に記載されている費用も絶対ではありません。目安として出されている基準表です。

変更があります
また、9ヶ月をもって成牛とする、という定義も絶対ではありません。絶対ではありませんが、そのような目安で全国共通にしりおけば育成牛の流通や取得価格を決定するときに便利だというだけです。

このように何もかも絶対ではないので、本来は育成牛の計算も独自であっていいのですが、本書では、表1-1の育成牛一覧をもとに育成牛の計算をします。

では、表1-1の見方を説明しましょう。

例として、平成17(2005)年の2月に1頭のメスの子牛が生まれたとしましょう。わかりやすくするために牛の名号として「パピー425」と命名します。パピー425という名のメスの子牛は18ヵ月後つまり平成18年7月になって初めて育成牛を卒業して成牛に成り、乳牛を搾取できりようになる、と予想します。

では、18ヶ月の成牛になるまでパピー425は育成費（えさ代、伝染病防止の手当てなど）消費するだけの価値のない育成牛なのではないでしょうか。育成牛は確かに生産（乳牛の提供）はできませんが、将来、成牛となって乳牛を搾り出せる優秀な育成牛であると期待できます。そうでなければ育成牛の売買は成立しなくなります。

そこで、生れ落ちて18ヶ月になるまでの育成牛の価値基準を決めようではないか、というのが表の1-1です。ですからこれも基準であって一応の目安です。この基準値は、年によって異なっていました。最近金利ゼロ政策の影響

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

なのかわかりませんが、一定化してきました。

本書も「ウシくん」も日本の政府が行う食料政策は信用できないので、以前通り毎年育成費基準は変動するものだ、という前提で説明します。

さて、パピー 425 は平成 17 年 2 月に生れ落ちて無事に平成 17 年の 12 月 31 日を通過することになったとしましょう。平成 17 年 2 月を 1 ヶ月目とするので、平成 17 年の 12 月 31 日の時点では 11 ヶ月目になります。

牛の計算はその年の末つまり 12 月 31 日で一度集計することになっています。商業用語では「締める」といいます。いったん「締める」と会計処理では修正や追加・削除は一切できないことになっています。

もしがうしても正したければ、なにかの
とにしよまじっ一般的です。間違「虚

偽の報告をして犯罪になります

また「販売版の内容に一部

とみなすのが、その「提出」による「虚

どうしてくどく間違いについて書いたかということ、育成牛で間違うところが年を渡るときに生じるからです。

原則は、育成牛の育成費はその年の育成費を使うこと なのです。だいたいここで間違いをすることが多いようです。その年にはその年の物価やインフレ率を考慮しなくてはならないので育成費は年毎に見直されるのが普通でした。

そうすると平成 17 年の 12 月 31 日で 11 ヶ月目の育成牛は、2005 年 11 ヶ月目の育成費を見ます。すると 113,300 円であることがわかります。つまりパピー 425 は、平成 17 年 12 月 31 日の締め時点では、金額にして 113300 円の価値はあった、と見ることにしたのです。これを今年から昨年の育成費を見るので「昨年からの繰越額」といういいかたをします。要は昨年末では育成牛としてどれだけの価値がありましたか、という記述です。

パピー 425 はその後、順調に成牛への道のりをたどり、2006 年つまり平成 18 年の 7 月には 18 ヶ月目を向かえ、翌月から成牛扱いをすることになります。

すると、平成 18 年の 12 月 31 日の締めでは、7 月に 18 ヶ月目となり成牛になったことを記載するので、表から 2006 年の 18 を見ます。すると表 1-1 から 198,700 円を拾ってくるができます。つまりパピー 425 は金額にし

1-1-2 今年生まれた育成牛を売却した場合

1-1-1 に該当する育成牛を、年内に売却した場合、育成牛は売却した月の月齢を表 1-1 から算出して売却原価とします。

「ウシくん」への入力で気を付けなくてはならないのが、**追い抜き**です。生まれた月よりも前に売却したように入力してしまうと、いなかった牛を売却したことになりますのでありえない事態になります。

ソフトでは入力後、必ず「データの確認」ボタンをクリックして矛盾するところを拾い出しするのでもしミスがあるときは修正して再度確認してください。

部変更があります

1-1-2の型例

変更された牛を引く

変更月：平成18年5月

売却年月日：2006年10月15日

売却金額：200,000円

月	育成費
6	63,900

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成年年月	取得価格
1-1-1	今年生まれた育成牛	2006/4/10				2007/10/01	
	育成牛file 1	2006 4				2007 10	債却年数
1-1-2	今年生まれた育成牛を売却	2006/5/5		2006/10/15	200,000	2007/11/01	
	育成牛file 1	2006 5		2006 10		2007 11	債却年数

売却した月（10）から生まれた月（5）を引いて1を加えると月齢を算出できます。

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名：植田牧場 牧場住所：綾別市 代表者名：植田和也

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2006年 月齢 繰越額	本年2006年末 月齢 育成費累計	本年2006年中 の育成費	育成牛 数	売却 数	翌年への 繰越額	成年の 取得価格	売却牛の 原価	摘要
1-1-2	今年生まれた育成牛を売却	2006.5.5 (平成18.5)		6 63,900	63,900		0	0		63,900	平成18年10月・売却(200000円)
合計				63,900	63,900	0	0	1		63,900	

集計の結果をご報告します。
平成18年の育成牛は0頭
成年成牛は0頭
育成牛の売却牛は1頭

誕生												売却												締め
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
				1	2	3	4	5	6															

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

1-2-2 今年生まれた育成牛を購入してきたがそれを売却した場合

1-1-1に該当する育成牛を、別の牧場から買ってきて（購入牛）それを一定期間育成していたが、売却してしまったような場合の処理です。

購入牛を仕入として会計処理している場合、このような計算は不要です。

1-2-2の典型例

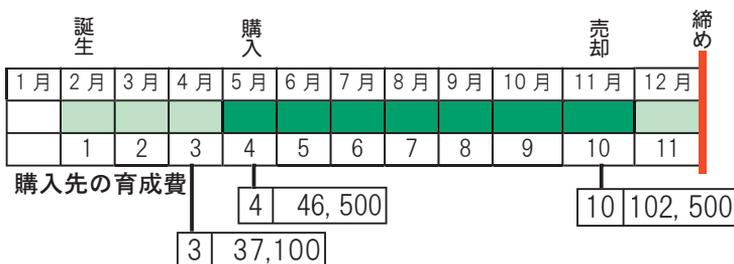
牛の名号：今年生まれた育成牛を購入し売却

生年月日：2006年2月15日

購入年月日：2006年5月10日 購入金額：220,000円

売却年月日：2006年11月10日 売却金額：268,000円

月齢	育成費
4	46,500
10	102,500



今年の育成費の計算

月齢は、売却した月の月齢なので本年10ヶ月目

今年の育成費は、

育成費 $46,500 \times \frac{10}{4} = 116,250$ 円

購入金額 $220,000 - 220,000 = 0$ 円

変更がありません

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成牛年月
1-1-4	今年生まれた育成牛を 購入し売却	2006/2/15 (平成18.2)	2006/5/10	2006/11/10		2007/08/01
削除		育成牛1頭 2006.2	220,000	268,000		
		2006.2	2006.5	2006.11		2007.8 償却

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名: 植田牧場 牧場住所: 紋別市 代表者名: 植田和也

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2006年		本年2006年末		本年2006年中		育成牛 成牛	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
			月齢	繰越額	月齢	育成費累計	の育成費	成牛 成牛					
1-1-4	今年生まれた育成牛を 購入し売却	2006.2.15 (平成18.2)			10	102,500	56,000	0	0	0	1	276,000	
合計						102,500	56,000	0	0	1		276,000	

集計の結果をご報告します。

平成18年の育成牛は0頭

成牛成牛は0頭

育成牛の売却牛は1頭

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

1-1-1a 昨年生まれ、今年も育成中で折り返した

購入も売却もなく、昨年に生まれた育成牛を本年の12月31日も育成牛として通過した場合の計算です(1-1-1と同じ)。

そのような育成牛は昨年の8月以降から昨年12月までに生まれた牛はすべてこれに該当します。

育成費が毎年変わっていたときはその違いが明確でした。しかし昨今、育成牛の育成費用に変化がないので近年酪農家になった人はピンとこないことかもしれません。

1-1-1a の典型例

牛の名号：昨年生まれた育成牛で今年も育成牛
 生年月日：2005年10月15日

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名：植田牧場 牧場住所：紋別市 代表者名：植田和也

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成費	育成 牛	売却 頭	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
			月齢	繰越額	月齢	育成費累計							
1-1-5	昨年生まれた育成牛で 今年も育成牛	2005.10.15 (平成17.10)	3	37,100	15	161,400	124,300	○	0	0	161,400		
合 計				37,100	161,400	124,300	1	0	0	161,400			

集計の結果をご報告します。
 平成18年の育成牛は1頭
 成牛成率は0頭
 育成牛の売却牛は0頭



2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

2-1-1 昨年かその前に生まれ、今年になって成牛した牛

購入も売却もなく、昨年かその前の年に生まれた育成牛が今年めでたく成牛となった場合の牛です。

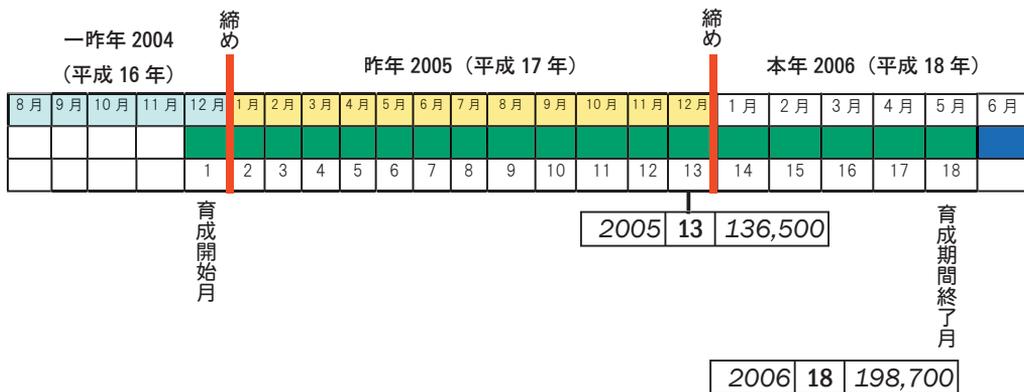
そのような運命を持った育成牛は一昨年（2年前）平成16年の8月以降から昨年7月までに生まれた牛はすべてこれに該当します。

2-1-1 の典型例

牛の名号：昨年以前に生まれた育成牛で今年成牛となった場合

生年月日：2004年12月10日

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中		育成牛	売却	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	摘 要
			月齢	繰越額	月齢	育成数累計	の育成数							
1-1-6	昨年以前に生まれた育成牛で今年成牛となった場合	2004.12.10 (平成16.12)	13	136,500	18	198,700	62,200		○		198,700		平成18年6月・途中終了	



育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

1-1-2a 昨年かその前に生まれ、今年も育成中だったが今年売却した場

典型例 1-1-6 を育成中に売却した場合です。例では2年前の育成牛を使っ
て説明していますが、昨年生まれた育成牛でも同じです。

1-1-2a の典型例

牛の名号：昨年以前に生まれた育成牛を今年育成中に売却した場合

生年月日：2004年12月10日

売却年月日：2006年3月12日

売却金額：280,000円

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成牛年月
1-1-7	昨年以前に生まれた育成牛を今年育成中に売却した場合	2004/12/10		2006/3/12		2006/06/01
削除		育成牛file 1		280,000		
		2004 12		2006 3		2006 6

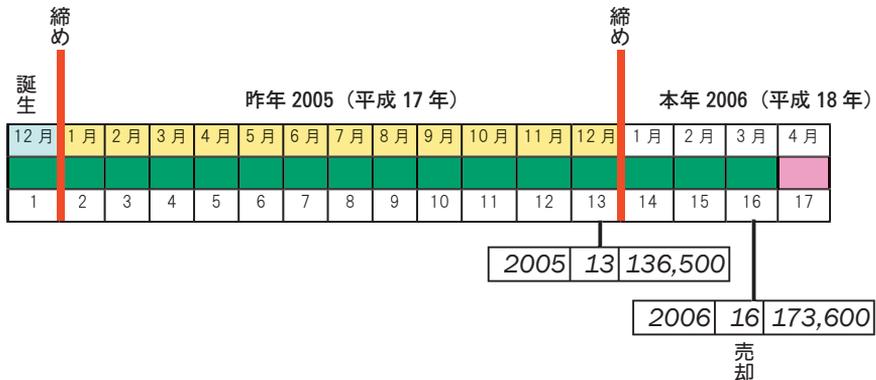
【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名：植田牧場 牧場住所：綾別市 代表者名：植田和也

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成数	育 成 中	売 却	翌年への 繰越数	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
			月数	繰越額	月数	育成費累計							
1-1-7	昨年以前に生まれた育成牛を今年育成中に売却した場合	2004.12.10 (平成16.12)	13	136,500	16	173,600	37,100		○			173,600	平成18年3月・売却(280,000円)
合 計				136,500		173,600	37,100	0	0	1		173,600	

集計の結果をご報告します。
平成18年の育成牛は0頭
成牛成効は0頭
育成牛の売却牛は1頭



2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

2-1-2 昨年かその前に生まれ、今年成牛になってから売却した場合

育成牛が成牛になった今年になって売却した場合の例です。今年成牛になるのは、2年前の平成14年8月以降に生まれ、昨年6月に生まれた牛までが対象になります。昨年7月に生まれた牛だと今年の12月で育成牛を卒業するため、成牛として売却できるのは翌年1月と考えるからです。つまり昨年7月に生まれた牛を今年12月に売却した場合、育成牛として売却した、と考えます。

本年、成牛になってから売却する場合、育成牛の管理簿には何も記載がありません。普通に育成牛から成牛になるまでを記載すればいいでしょう。

売却の手続きは成牛の減価償却の過程で記載されます。

昨年5月、6月、7月の育成牛を入力し、本年12月24日売却したとする例を見ることにします。

2-1-2 の典型例

牛の名号：昨年かその前に生まれ、今年成牛になってから売却した場合

2-1-2a 生年月日：2005年5月10日

2-1-2b 生年月日：2005年6月10日

1-1-2c 生年月日：2005年7月10日

売却年月日：2006年12月24日 売却金額：268,000円（3頭同一）

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名：植田牧場 牧場住所：紋別市 代表者名：植田和也

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成費	育成 牛	売却 額	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
			月齢	総頭数	月齢	育成頭数計							
1-1-8-01	昨年かその前に生まれ、今年成牛になってから	2005.5.10 (平成17.5)	8	82,800	18	198,700	115,900	○			198,700		平成18年11月 成牛売却
1-1-8-02	昨年かその前に生まれ、今年成牛になってから	2005.6.10 (平成17.6)	7	73,100	18	198,700	125,600	○			198,700		平成18年12月 成牛売却
1-1-8-03	昨年かその前に生まれ、今年成牛になってから	2005.7.10 (平成17.7)	6	63,900	18	198,700	134,800		○			198,700	平成18年12月 売却額268,000円
合 計				219,800		596,100	376,300	0	2	1		198,700	

集計の結果をご報告します。

平成18年の育成牛は0頭

成牛成りは2頭

育成牛の売却牛は1頭

結果の説明

2-1-2aと2-1-2bはそれぞれ10月と11月に成牛になってから売却したので、育成牛の管理簿では育成牛を卒業した記述になります。しかし1-1-2cは1-1-2と同じで、12月に育成牛の18ヶ月を終了するその月に売却したと考えるので育成中の牛を売却した記述になります。

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

1-2-1a 昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も育成中である

今年を育成牛のまままで折り返し、昨年生まれた牛は、昨年8月以降12月までに生まれた牛がこれに該当します。

この牛を昨年購入してきた、という場合の記述は、購入時の育成牛の価格を乗せなくてはなりません。

購入時の購入価格は、減価償却となる成牛になるまで別途に育成費用にプラスされて引きずることになります。

つまり、20万円で購入してきた育成牛は、購入額20万円の他に別途育成費がプラスされていきますから、最終的には購入額の20万円と育成費で言う成牛の取得価格と合算した価格が真の取得価格になります。購入牛はすべてそうです。

ただし、購入費用はあくまで仕入として原価扱いする場合はこの考えに適合しません。

1-2-1aの典型例

牛の番号：昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も育成中である

生年月日：2005年8月10日

購入年月日：2005年11月4日 購入金額：218,000円

共済番号	牛の番号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成牛年月
1-1-9	昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も	2005/8/10	2005/11/4			2007/02/01
削除	育成牛flg 1		218,000			
		2005 8	2005 11			2007 2

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名: 植田牧場 牧場住所: 総別市 代表者名: 植田和也

共済番号	牛の番号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成費	育 成 中	成 牛 成	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原 価	備 考
			月齢	繰越額	月齢	育成費累計							
1-1-9	昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も育	2005.8.10 (平成17.8.)	5	55,000	17	186,100	131,100	○		404,100			平成17年11月購入: 218,000円
合 計				55,000	17	186,100	131,100	1	0	0	404,100		

集計の結果をご報告します。

平成18年の育成牛は1頭

成牛成り: 0頭

育成牛の売却牛: 0頭

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

2-2-1 昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年成牛になった場合

今年を育成牛から成牛に成る（成牛月を迎える）牛は、2004（平成16）年8月生まれ以降2005（平成17）年7月生まれの育成牛です。

1-1-1は今年も育成牛でしたが、2-2-1は今年成牛月を迎え、来年は育成牛の管理簿から外れる牛です。

2-2-1の典型例

牛の名号：昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年成牛になった
 生年月日：2005年6月22日
 購入年月日：2005年9月14日 購入金額：212,000円

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成牛年月	取得価格	自動：償却年数
1-1-9	昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も	2005/8/10	2005/11/4			2007/02/01		
	育成牛fig 1	2005 8	2005 11		218,000	2007 2	成牛fig	償却年数 年間
1-1-10	昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年成	2005/6/22	2005/9/14			2006/12/01	2006-18	198,700 410,700
	育成牛fig 1	2005 6	2005 9		212,000	2006 12	成牛fig 1	償却年数 4年間

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

牧場名：植田牧場 牧場住所：綾別市 代表者名：植田和也

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成枚	育成牛 売却	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
			月数	繰越額	月数	育成枚累計						
1-1-9	昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年も育	2005.8.10 (平成17.8)	5	55,000	17	186,100	131,100	○		404,100		平成17年11月購入：218,000円
1-1-10	昨年に生まれた育成牛を昨年購入し、今年成	2005.6.22 (平成17.6)	7	73,100	18	198,700	125,600	○		410,700		平成18年12月 繰越額 平成17年9月購入：212,000円
合計				128,100		384,800	256,700	1	0	404,100		

集計の結果をご報告します。

平成18年の育成牛は1頭

成牛成枚は1頭

育成牛の売却牛は0頭

典型例 1-1-1 を参照して比較すると違いが際立ちます。

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

1-2-1c 昨年に生まれたる育成牛を今年購入し、今年はまだ育成中の場合

1-2-1 は昨年育成牛を購入してきた例です。

昨年生まれた育成牛が今年も育成中である牛の誕生日は、昨年7月から昨年12月までの牛が該当します。

1-2-1c の典型例

牛の名号：昨年に生まれたる育成牛を本年購入し、今年も育成中である

生年月日：2005年9月16日

購入年月日：2006年9月14日 購入金額：222,000円

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成年年月
1-1-11	昨年に生まれたる育成牛を今年購入し、今年は	2005/9/16	2006/9/16			2007/03/01
削除	育成牛fle 1	2005 9	2006 9			2007 3

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	昨年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成費		成牛 売却	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	摘要
			月齢	繰越額	月齢	育成費累計							
1-1-11	昨年に生まれたる育成牛を今年購入し、今年は	2005.9.16 (平成17.9)			16	173,600	37,100	0	0	395,600			平成18年9月購入 222,000円
合計						173,600	37,100	1	0	395,600			

集計の結果をご報告します。
平成18年の育成牛は1頭
成牛成数は0頭
育成牛の売却牛は0頭

昨年 2005 (平成 17年)												本年 2006 (平成 18年)											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				
												<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2006 16 173,600</div>											
												<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2006 13 136,500</div> 222,000円で購入											

結果の説明

今年の締めでは、月齢16ヶ月なのでそのように記載します。

購入してきたときの月齢は13ヶ月目でしたから136,500円の価値がありました。本年末では16ヶ月なので173,600円の育成費から136,500円を差し引いた37,100円が育成費用になります。

これに購入費用222,000円を加え繰越とします。

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

1-2-1d 昨年に生まれた育成牛を今年購入し、今年成牛となった場合

育成牛を今年購入して、その牛が成牛した例です。

昨年生まれた育成牛が今年も育成中である牛の誕生日は、2年前の7月から昨年6月までの牛が該当します。

1-2-1d の典型例

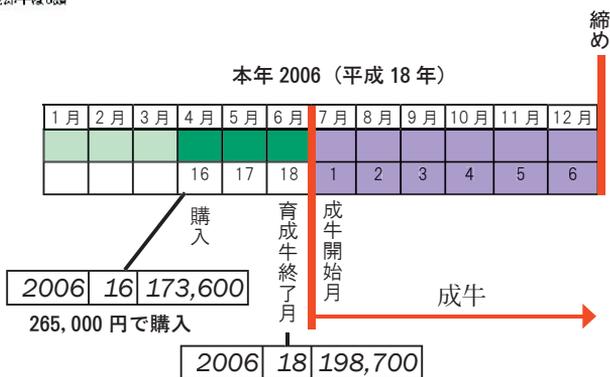
牛の名号：昨年に生まれた育成牛を本年購入し、今年成牛となった

生年月日：2005年1月16日

購入年月日：2006年9月30日 購入金額：265,000円

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	昨年2005年 月齢 繰越額	本年2006年末 月齢 育成費累計	本年2006年中 の育成費	育成中	成牛 成	売却	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
1-1-12	昨年に生まれた育成牛 を本年購入し、今年成	2005.1.16 (平成17.1)		18 198,700	25,100	○				463,700		平成18年7月成牛成 平成18年4月購入265,000円
合 計				198,700	25,100	0	1	0				

集計の結果をご報告します。
平成18年の育成牛は0頭
成牛成は1頭
育成牛の売却牛は0頭



結果の説明

購入したのは本年4月でこのときの月齢は16ヶ月：173,600円の育成費用に該当します。これをそのまま6月に成牛となったわけですから18ヶ月：198,700円から差し引いて3ヶ月分の育成費用を算出します。結果は25,100円です。これに購入してきたときの価格：265,000円を加算して：463,700円がこの牛の取得価格になります。

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

1-2-2a 昨年かその前に生まれた育成牛を昨年購入し今年育成中に売却

昨年（その前でもいいのですが）購入してきた育成牛を今年育成牛のまま売却するするような場合です。

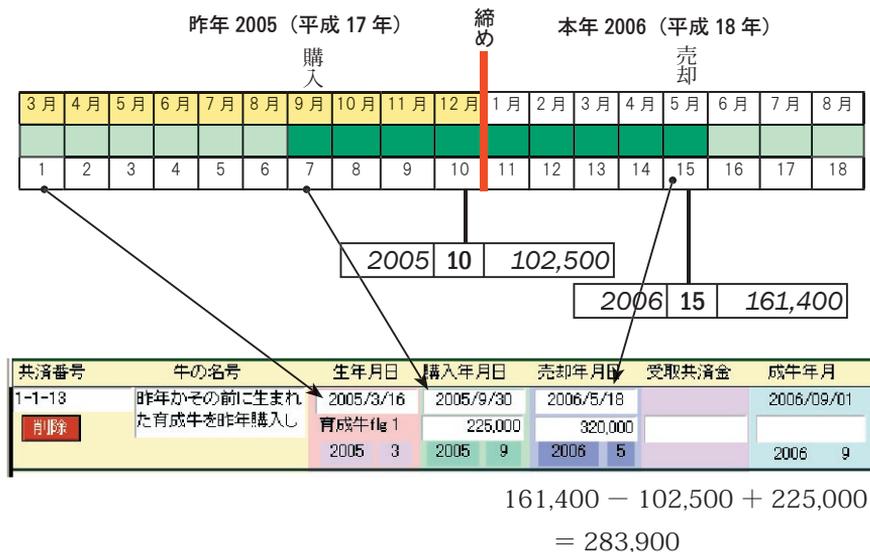
1-2-2a の典型例

牛の名号：昨年かその前に生まれた育成牛を昨年購入し今年育成中に売却

生年月日：2005年3月16日

購入年月日：2005年9月30日 購入金額：225,000円

売却年月日：2006年5月18日 売却金額：320,000円



共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中		育成中	売却	翌年への繰越額	成牛の取得価額	売却牛の原価	精査
			月齢	繰越額	月齢	育成地累計	の育成数	の育成数						
1-1-13	昨年かその前に生まれた育成牛を昨年購入し	2005.3.16 (平成17.3)	10	102,500	15	161,400	58,900	0	0	○			283,900	平成18年5月：売却(320,000円) 平成17年9月購入：225,000円
合計				102,500	161,400	58,900	0	0	1				283,900	

集計の結果をご報告します。

平成18年の育成牛は0頭

成牛成りは0頭

育成牛の売却牛は1頭

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

2-2-2 昨年からその前に生まれた育成牛を昨年購入し今年成牛後に売却

今年成牛になる（今年成牛としての初めての月を迎える）牛は2年前の平成16年7月生まれから平成17年6月までに生まれた牛が該当になります。

この期間中の牛を昨年中に購入して、今年成牛になってから売却した場合の記述をしてみましょう。

2-2-2 の典型例

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	
1-1-14-8-1 削除	2004/8	2004/8/10 育成牛file 1 2004 8	2005/10/22 200,000 2005 10	2006/1/10 250,000 2006 1	育成牛を売却
1-1-14-8-2 削除	2004/8	2004/8/10 育成牛file 1 2004 8	2005/10/22 200,000 2005 10	2006/2/10 250,000 2006 2	成牛を売却
1-1-14-9 削除	2004/9	2004/9/10 育成牛file 1 2004 9	2005/10/22 200,000 2005 10	2006/3/10 250,000 2006 3	成牛を売却
1-1-14-10 削除	2004/10	2004/10/10 育成牛file 1 2004 10	2005/10/22 200,000 2005 10	2006/4/10 250,000 2006 4	成牛を売却
1-1-14-11 削除	2004/11	2004/11/10 育成牛file 1 2004 11	2005/12/22 200,000 2005 12	2006/5/10 250,000 2006 5	成牛を売却
1-1-14-12 削除	2004/12	2004/12/10 育成牛file 1 2004 12	2005/12/30 200,000 2005 12	2006/6/10 250,000 2006 6	成牛を売却

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成数	育成 中	成 牛 成	売却	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却牛の 原 価	摘 要
			月齢	繰越額	月齢	育成数累計								
1-1-14-8-1	2004/8	2004.8.10 (平成16.8)	17	186,100	18	198,700	12,600			○			212,600	平成16年1月・売却(250000円) 平成17年10月購入・200000円
1-1-14-8-2	2004/8	2004.8.10 (平成16.8)	17	186,100	18	198,700	12,600			○		398,700		平成16年10月・成牛後
1-1-14-9	2004/9	2004.9.10 (平成16.9)	16	173,600	18	198,700	25,100			○		398,700		平成17年10月購入・200000円
1-1-14-10	2004/10	2004.10.10 (平成16.10)	15	161,400	18	198,700	37,300			○		398,700		平成16年10月・成牛後
1-1-14-11	2004/11	2004.11.10 (平成16.11)	14	148,900	18	198,700	49,800			○		398,700		平成16年5月・成牛後
1-1-14-12	2004/12	2004.12.10 (平成16.12)	13	136,500	18	198,700	62,200			○		398,700		平成17年12月購入・200000円 平成16年12月購入・200000円

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

1-2-2a 昨年かその前に生まれた育成牛を今年購入し、今年売却した場合

本年 2006 (平成 18 年)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	1	2	3	4

縮め
縮め

購入
売却

1-1-15 の典型例

共済番号	牛の名号	生年月日	購入年月日	売却年月日	受取共済金	成牛年月
1-1-15-8 削除	2004/8	2004/8/10	2006/1/22	2006/1/31		2006/02/01
		育成牛file 1 2004 8	200,000 2006 1	250,000 2006 1		2006 2
1-1-15-9-01 削除	2004/9	2004/9/10	2006/1/22	2006/2/10		2006/03/01
		育成牛file 1 2004 9	200,000 2006 1	250,000 2006 2		2006 3
1-1-15-9-02 削除	2004/9-02	2004/9/10	2006/1/22	2006/3/10		2006/03/01
		育成牛file 1 2004 9	200,000 2006 1	250,000 2006 3		2006 3
1-1-15-9-03 削除	2004/9-02	2004/9/10	2006/1/22	2006/4/10		2006/03/01
		育成牛file 1 2004 9	200,000 2006 1	250,000 2006 4		2006 3

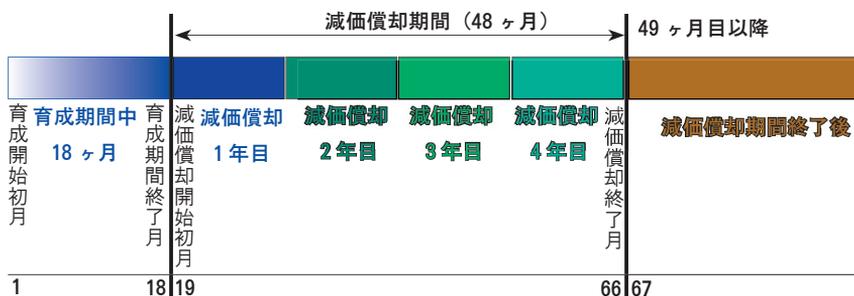
1-2-2a は平成 16 年 8 月生まれの育成牛ですが、平成 18 年 1 月が育成牛期間最後の月です。月単位なので、同じ月の中で売却すると育成中に売却となります。つまり成牛になる月に購入してその月内に売却しても実質的に育成費はかかっていない、と判断し、その年の育成費は 0 円になります。

平成 16 年 9 月生まれの育成牛（平成 18 年 2 月が育成最終月）を今年の 1 月に購入すると育成中なので、育成牛内での売買になります。

成牛になってから売却している場合は、成牛扱いとして計算されます。

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成費	育成 年	売却 年	翌年への 繰越額	成牛の 取得価格	売却件 の原価	備 考
			月数	繰越額	月数	育成費累計							
1-1-15-8	2004/8	2004.9.10 (平成16.8)			18	198,700	0		○			200,000	平成16年1月：売却(250000円) 平成16年1月：購入(200000円)
1-1-15-9-01	2004/9	2004.9.10 (平成16.9)			18	198,700	12,600		○			212,600	平成16年2月：売却(250000円) 平成16年1月：購入(200000円)
1-1-15-9-02	2004/9-02	2004.9.10 (平成16.9)			18	198,700	25,100	○			398,700		平成16年3月：売却 平成16年3月：購入
1-1-15-9-03	2004/9-02	2004.9.10 (平成16.9)			18	198,700	25,100	○			398,700		平成16年4月：売却 平成16年4月：購入

2 成牛



本書は、牛が生まれた月を育成牛開始初月とし、育成期間が終了した翌月、つまり生まれて19ヶ月目を成牛開始初月として計算します。

生まれてから19ヶ月目を成牛とするので、19ヶ月目から数えて4年間つまり48ヶ月目を減価償却対象期間終了月と決めました。

生まれてからの数えでは、 $(19 + 48 - 1)$ ヶ月目つまり66ヶ月目が減価償却対象期間終了月になります。

このための計算方法は、1年を365.25日とし、12ヶ月で割って1ヶ月あたりの日数を割り出して計算する方法と、月数を指で数えるようにして割り出す方法とがあります。

数ヶ月のことなら間違えることはありませんが、66ヶ月の日数計算をするような場合、365.25日を採用する場合と月数計算では最大で1ヶ月くらいの誤差が生じます。この誤差についてはあらかじめご了承ください。本書と「ウシくん」のソフトは月数を採用しています。

減価償却費は納税者・経営者に許されている自由に使用できる金です。ただし、経営が黒字である場合に限られています。

そのような制限はあるものの、減価償却できる物を多く抱えて利益が出れば経営者は儲かるようにできているのがこの国です。

売上を伸ばして原価を下げ利益を多くすれば納税しなくてはなりません。利益の半分は黙って国が持っていく税金です。この税率は諸外国・先進諸国よりずっと高く、日本の企業は国家の税金を稼ぐために働くしくみになっています。

このように売上に対する利益と減価償却費が経営者・酪農家に許された利益・利潤なのです。

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

しかし、利益があるということはそれだけリスク（破産などの危険）も高まることを覚悟しなくてはなりません。成牛という在庫をかかえ過ぎて破産することがあります。

減価償却の仕組みを熟知していないと酪農の経営は暗いものになるでしょう。

減価償却という概念やどんなことかは義務教育でも高等学校でも絶対に教えてくれません。国の教育政策がそうなっているからです。

なぜ教えないかというと、この国に生きるためには「儲ける」ということは人道的によくないことであり、どこかで人をだますことなのだ、という風習を社会主義者たちや心無い役人がわれわれに洗脳しようとしてきたためです。すべての酪農家はこの呪縛から解放されなくてはなりません。

酪農家は経営者です。経営者である以上人より儲けなくてはなりません。人より儲け、人よりも財産を作って、いい暮らしをすることが経営者の当然の目的です。

酪農に限っていうと、乳価の変動はあるにせよ、乳代が年間 2000 万円の収入であったとしましょう。1 年にかかった経費や借金の返済が 1500 万円とすると、差し引き 500 万円が利益です。

単純に、税務署にこのまま申告すると、250 万円は納税することになります。手元に残る純利益は 250 万円です。

しかし酪農家には自家の乳牛がいるのでこれを販売在庫とみなして棚卸しし、在庫の減価償却費を主張することができます。

仮にたくさんいる成牛の取得価格の総額が 500 万円とします。そのうちの 80% 4 年間で減価償却費として認められるので計算すると年 100 万円が減価償却費になります。

減価償却費はその根拠となる書類を添えて申請し決算書とあわせて会計処理するのが普通です。年間 100 万円の減価償却費を主張することができるので、本来 250 万円の納税をしなくてはならないところ減価償却費 100 万円を差し引きした 150 万円が納税する金額となります。

ではその許された 100 万円は、というと経営者が事業であれなんであれ何に使ってもいいことになっています。

つまり、減価償却できる高額な在庫を多く保持していて、黒字がたくさんでる経営をするのであるなら、減価償却費という名目で利益を還元します、という政策がわが国の生産体制なのです。

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

しかし牛という在庫にしる、乳代にしる、酪農家が稼いだ金から納税しているという構図は変わらないので、減価償却費も利益ももともとは酪農家が働いた金の一部だ、と主張するようになると国家が納税者に行うべきサービスとは何か、という議論になっているのが現代社会の課題です。

よく、減価償却費についての解説書は、物の価値が下がる様子を計算する、というようなことを書いていますが、われわれ現場から見るとその説明は間違いです。牛のピークと減価償却とは厳密には関係がありません。減価償却は単に在庫分の価値を納税額と合わせて経営者へ還元するための利益配当の計算をしている方便なのです。方便もそれらしく計算すると正当に見えます。努力して黒字経営できたのだから方便である減価償却費を使って税金の一部を還元します、というのが正しい解釈です。

減価償却の仕組みと計算目的を理解したところで、これに即して成牛の減価償却費を算出するルールを解説いたします。

育成牛から今年成牛となった「パピー 425」を例にします。

成牛になった時点での育成費は198,700円でした。パピー 425の生年月日は2005（平成17）年2月です。購入牛ではないのでこの牛の取得価格（売買するときに基準となる価格）は198,700円になります。

パピー 425は、2006（平成18）年7月に育成牛18ヶ月を卒業し、8月に19ヶ月目から成牛元年1ヶ月目として減価償却期間に入ります。

減価償却も育成費計算も年の末つまり12月31日の時点での時計をすべて止めて在庫として成牛が何頭いるか計算することになっています。実際にそうする人はいませんが、1年間をそう定義します。

パピー 425も無事に12月31日の時点には在庫として存在していた、とします。すると、減価償却開始初月は8月ですから12月末までは5ヶ月間あったことになります。この牛の5ヶ月分の納税は免除してくれよ、という計算が減価償却額です。

成牛となった取得価格の80%を減価償却できる金額としましょう、というのが「償却の基礎となる金額」になります。残りの20%はこの牛パピー 425が廃棄処分となるまで保持される価格です。

198,700円の80%は158,960円で20%は39,740円です。

乳牛は4年間、減価償却期間として認められているので、1ヶ月あたりに換算すると、3,311.666・・・円になります。割り切れない場合は端数を切り上げ、

本年の計算に影響する境界牛について

境界牛とは、本年12月31日から見て、減価償却期間の開始初月と減価償却終了最終月と生年月日との関係を明確にしておくことを言います。

境界牛：減価償却開始初月

	2006・H18		2007・H19			2008 H20	2009 H21	2010・H22		
	11月	12月	1月	2月			11月	12月	1月	
2004（平成16）年						・・・	・・・			
6月生まれ	18	1	2	3	4	48			1	2
7月生まれ	17	18	1	2	3	48			1	
8月生まれ	16	17	18	1	2	48				48

18 育成期間の終了月 48 償却期間の終了月 1 償却後の償却数

境界牛：減価償却最終月

部変更があります

	2006・H18		2007・H19			2008・H20		2009・H21		2010・H22	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
7月生まれ	47	48	1	2	3	12		12			
8月生まれ	46	47	48	1	2	11		11			
.....											
2001（平成13）年											
6月生まれ	36	37	38	46	47	48	1	1	2	2	
7月生まれ		36	37	46	47	48	1	2	2		
8月生まれ		35	36	37	46	47	48	1	1		

48 償却期間の終了月 1 償却後の償却数

このように月によって境界を明確にしておく、計算結果との照合に便利になります。

育成牛の計算と成牛の減価償却に関する手引き

3-1-1 育成牛から育て（自家）昨年以前に成牛となり減価償却中である

今年の12月末で減価償却期間が終了する成牛の誕生日は2000（平成14）年7月生まれの牛です。減価償却期間が終了する成牛の月齢は66ヶ月です。2000年の6月以前に生まれた牛は2-1-1には該当しなくて、すでに減価償却期間が終了した牛なので取得価格の20%が未償却残に記載されます。つまり2000年の6月以前に生まれた牛は、月齢67ヶ月目以上の牛ということになります。

また、今年の1月から成牛となって減価償却開始の月齢19ヶ月目になるのは、2004（平成16）年7月（7月生まれを含める）の牛です。

つまり、3-1-1に該当する牛の生年月日は、2000（平成14）年7月生まれ以上、2004年の7月以前の牛が該当します。

3-1-1の典型例

牛の名号：自家の牛が昨年以前に成牛となり本年、減価償却中である

生年月日：2001年7月17日：今年12月が償却最終月齢66ヶ月

生年月日：2002年7月17日：減価償却の真ん中牛

生年月日：2004年7月17日：本年1月が償却開始月19ヶ月

【2006年平18年】のこの面では、1日か（平12）までの集計結果

共済番号	牛の名号	生年月日	成牛年月	取得価格	償却の基礎となる金額	償却方法	年数	本年計	本年計	減価償却費	本年未償却残	基礎終了年月日	摘要
2-1-1-01										39,772		2006.12	
2-1-1-02				98,700						32	79,504	2006.12	
2-1-1-03				198,700	108,960	定額	4	0.25	11/12	39,732	158,968	2008.12	
合計										119,196	278,244		

2006年・平成18年1月1日から12月31日まで

2-1-1a 育成牛から育て（自家が）、本年中に成牛となり減価償却中である

育成牛から成牛になった牛のことを自家（の牛）といいますです。

2-1-2 は、今年育成牛から成牛になった自家の成牛のことを言います。

牛育成中の月数が本年に含まれるのでその分を減価償却期間から引いて記載しなくてはなりません。

本年1月に成牛開始月（19ヶ月の月齢）の場合は、2-1-1に記載したので省略します。2-1-1aは、あくまで育成牛の月が1ヶ月でも含まれている場合を想定しています。

そうすると、2004(平成16)年8月生まれ以後に生まれた牛から2005(平成17)年6月までの牛がこれにあたりることになります。

2-1-1aの典型例

牛の名号：自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である

生年月日：2004年8月17日

生年月日：2004年12月17日

生年月日：2005年6月17日

【2006年 平成18年】育成牛管理簿

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの集計結果

共済番号	牛の名号	生年月日 (和暦)	前年2005年		本年2006年末		本年2006年中 の育成数	成牛 育成中	成牛 売却	翌年への 繰越数	成牛の 取得価格	売却牛の 原価	備 考
			月齢	総価額	月齢	育成数累計							
2-1-2-01	自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である	2004.8.17 (平成16.8)	17	186,100	18	198,700	12,600	○			198,700		平成18年2月 成牛後り
2-1-2-02	自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である	2004.12.17 (平成16.12)	13	136,500	18	198,700	62,200	○			198,700		平成18年4月 成牛後り
2-1-1	自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である	2005.6.17 (平成17.6)	7	70,100	16	198,700	12,600	○			198,700		平成18年12月 成牛後り

変更があります

共済番号	牛の名号	生年月日	成牛年月	取得価格	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年中間 取崩期間	減価償却額	本年未償却 残高	基礎終了 年月日	備 考
2-1-2-01	自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である	2004.8.17 (平成16.8)	2006.2 (平成18.2)	198,700	158,960	定額	4	0.25	11/12	36,421	162,279	2010.1. (平成22.1)	
2-1-2-02	自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である	2004.12.17 (平成16.12)	2006.6 (平成18.6)	198,700	158,960	定額	4	0.25	7/12	23,177	175,523	2010.5. (平成22.5)	
2-1-2-03	自家の牛が本年に成牛となり減価償却中である	2005.6.17 (平成17.6)	2006.12 (平成18.12)	198,700	158,960	定額	4	0.25	1/12	3,311	195,389	2010.11. (平成22.11)	
合 計										62,909	533,191		